

第 1114 回経営委員会議案

(議決事項)

平成 2 2 年 3 月 9 日

職員の給与等の支給の基準の一部改正について

平成 2 2 年 4 月 1 日から , 職員の給与等の支給の基準を別冊のとおり一部改正することとしたい。

については「定款第 1 3 条第 1 項第 1 号タ」の規定により議決を得たい。

改正内容のポイント

- 1 専任職（マスター級 ～ マスター級 ）について，給与等の支給の基準を設定
- 2 退職年金制度の見直し等にもなう改正
 - (1) 退職年金制度の見直し内容のうち支給基準にかかわる事項を反映
 - (2) 退職年金制度の定期的な点検や経済情勢の変動等を踏まえた見直しについて明記

【退職年金制度見直しの概要】

(ア) 確定拠出年金制度の導入

平成 22 年 4 月 1 日時点で 50 歳未満の職員を対象とする確定拠出年金制度を導入し，現行退職年金制度の 4 割を移行する。

なお，当該年金制度については，加入選択制を設ける。

(イ) 前払退職給与の支給

確定拠出年金制度への加入を選択しない者については，確定拠出年金制度の掛金相当額を前払退職給与として支給する。

(ウ) 現行退職年金制度の制度利率，支給率の引き下げ

現行退職年金制度の制度利率を 4.5% から 3.0% に引き下げるとともに，確定拠出年金制度への移行により，現行制度の支給率を引き下げる。